

# 合併協定書

## 1 合併の方式

上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

## 3 新町の名称

新町の名称は、あさぎり町とする。

## 4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿1199番地とする。

現在の上村・岡原村・須恵村・深田村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。

## 5 財産及び債務の取扱い

### 5 - 1 財産及び債務の取扱いについて(山林の取扱いを除く)

(1)公有財産(山林を除く)については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(2)物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(3)共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低20%を確保する。

また、その他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等)については、合併時の現有額を持ち寄る。

(4)債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

### 5 - 2 山林の取扱いについて

(1)岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。

なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。

(2)上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。

なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。

また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。

## 8 地方税の取扱い

5か町村で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1)個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

(2)固定資産税の納期については、須恵村の例による。

(3)軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

(4)鉱産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。

(5)水利地益税については、設置しないものとする。

## 9 一般職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2)職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

(3)職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

## 10 特別職等の身分の取扱い

特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。

報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。

## 11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。

## 12 事務機構及び組織の取扱い

(1)新町の組織については、住民サ - ビスが低下しないように十分に配慮する。

(2)新町の組織・機構の整備については、「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

## 13 一部事務組合等の取扱い

(1)一部事務組合については、5か町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

(2)事務の委託については、5か町村は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の規約内容により締結する。

但し、委託事務の処理に間隙が生じる場合は、その期間、新町において公平委員会設置条例を制定する。

## 14 使用料、手数料等の取扱い

### 14 - 1 手数料の取扱い

原則として、現行のとおりとする。

(1)手数料については、明記されている町村の例により現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は設けない。

(2)各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。

(3)優良住宅造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び良質住宅新築認定手数料は須恵村の例による。(新町において調整する。)

### 14 - 2 施設等使用料の取扱い

施設使用料について、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その手数料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。

ただし、新町における住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

(1)村営住宅、特定公共賃貸住宅の賃借料については、現行のとおりとする。

(2)公共有地貸付料については、合併時に固定資産評価額を基に貸付率を調整し定める。

#### 14 - 3 保育料の取扱い

国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。

#### 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

##### 各町村共通の団体について

(1)新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2)国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

##### 各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

#### 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各町村の従来からの経緯・実情等に考慮しつつ、予算措置の段階で調整する。

#### 17 町・村・字の区域及び名称の取扱い

字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。

#### 18 町・村の慣行の取扱い

町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。

宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。

#### 19 国民健康保険の取扱い

5か町村で差異のある国民健康保険税については、次のとおり取扱うものとする。

(1)標準基礎課税総額については、免田町、岡原村、須恵村の例による。

(2)税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して合併時に調整する。

(3)納期については、深田村の例による。

(4)減額については、現行のとおりとする。

(5)財政調整基金については、新町の国保会計の安定した運営を図るため、各町村の合併前3カ年平均の保険給付費(老人保険拠出金及び介護納付金を含む。)の3カ月分程度の額を持ち寄る。

#### 20 消防の取扱い

5 町村の消防団は、合併時に統合する。

- (1)分団等の組織については、合併時に再編成する。
- (2)出動手当、各種助成金については、新町の予算措置による。
- (3)永年勤続報奨金については、上村の例による。

## 21 防災関係の取扱い

- ・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
- ・地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。
- ・水防協議会については、設置しない。

## 22 各種福祉制度の取扱い

### 22 - 1 社会福祉制度の取扱い

- ・老人福祉については、次のとおり取扱うものとする。
  - (1)敬老年金、祝金については、上村の例による。
  - (2)ダイヤモンド婚祝金贈呈は、合併までに関係町村で廃止する。
- ・心身障害者福祉については、次のとおり取扱うものとする。
  - (1)身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。
  - (2)心身障害児・者に対する各事業については、新町に引き継ぎ、実施要項等は新町において調整する。
- ・各付属機関等については、新町において新たに設置する。
- ・その他の福祉関係制度については、次のとおり実施するものとする。
  - (1)社会福祉法人等に対する助成制度は、新町において新たに制定する。
  - (2)災害弔慰金については、上村、須恵村の例による。
  - (3)単独事業については、新町においても引き続き実施する。
- ・介護保険関連

介護保険関連制度について、新町においては保健医療の向上及び福祉の増進を図るためサービス事業の充実に努めるものとし、関係する条例等は合併時に調整する。

### 22 - 2 児童福祉制度の取扱い

児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。

## 23 社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

また、新町は社会福祉協議会と協力し、高齢化社会に向け、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。

## 24 水道事業の取扱い

- (1)水道使用料については、合併時に統一料金とする。
- (2)加入金については、免田町の例による。
- (3)メーター使用料については、上村、岡原村の例による。

## 25 下水道事業の取扱い

- (1)受益者分担金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。
- (2)下水道使用料については、上村、免田町、深田村の例による。
- (3)水洗便所改造工事費等助成制度については、上村の例による。

ただし、助成条件については、居住要件及び居住要件に該当しないものの取扱い規定を削除し、供用開始後3年以内に接続したものに適用する。

(4)生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。

## 26 農林水産業関係事業の取扱い

### 26 - 1 農業関係事業の取り扱いについて

・農業関係団体等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)農業協同組合の統合については、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。

(2)上村ふるさと振興社は、新町に引き継ぎ、アグリサービス岡原は、組織の事情を勘案し調整及び育成に努める。

(3)中球磨地区農業振興連絡協議会は、JAとの調整を図りながら新町において新たに設置する。

(4)中球磨農業者年金受給者協議会及び岡原村農業者年金受給者協議会については、関係団体との協議により新町において調整する。

(5)その他農業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。

・農業関係基金及び貸付金については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)水田農業確立対策事業基金及び家畜導入事業資金供給事業等基金については、合併までに関係町村で廃止する。

(2)中山間地域活性化推進基金については、上村の例により新町に引き継ぐ。

(3)上村土地改良区への貸付金制度は、所期の目的を達成したときに関係町村で廃止し、深田村畜産振興会への貸付金制度は、合併までに関係町村で廃止する。

・農業振興地域整備計画及び事業関連計画書については、当面現行のとおりとし、新町において作成する計画に基づき調整する。

・水田農業経営確立対策については、次のとおり取扱うものとする。

(1)事業の推進については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう調整する。

(2)事業推進に係る助成金については、事業推進上必要とされる場合は、合併時に助成制度を新たに設ける。

・各種イベント及び都市交流については、イベント等の持つ意味や周囲に与えている影響等を考慮し、新町において調整する。

・農業関係事業（政策補助金）の取扱いについて

(1)国、県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。

(2)単独事業については、合併時に調整する。ただし、農業振興補助金交付規則及び要項については、上村の例により整理統合できる補助金は統合する方向で調整する。

### 26 - 2 林業水産業関係事業の取扱いについて

(1)林務関係事業については、新町において決定する。継続事業については、新町に引き継ぐ。

(2)中球磨森林組合については、諸般の事情を勘案しながら、現行のとおり、新町に引き継ぐ。

(3)林業構造改善事業補助金については、上村の例による。

林業振興補助金については、上村、深田村の例による。

(4)林道、治山工事受益者分担金及び林業構造改善事業分収林設置事業分担金については、上村の例による。

(5)稚魚の放流については、新町において合併時に検討調整する。

## 27 建設関係事業の取扱い

### 27 - 1 公共土木関係事業の取扱い

- ・公共土木関係事業の取扱いについては、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。
- ・町村道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- ・町村独自の補助金及び分担金については、上村、深田村の例による。

### 27 - 2 農業土木関係事業の取扱い

- ・農業土木関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。
- ・土地改良区については、現行のとおりとする。

### 27 - 3 住宅建設関係事業の取扱い

住宅建設関係事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。

## 28 商工・観光関係事業の取扱い

### 28 - 1 商工業関係事業の取扱い

商工業関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町において新たな施策を展開することとする。ただし、

- (1)預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。
- (2)中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。
- (3)特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。
- (4)農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。
- (5)工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。

### 28 - 2 観光関係事業の取扱い

観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。

## 29 小・中学校の通学区域の取扱い

小中学校の通学区域については、現行を基本として当該教育委員会で調整し、新町に引き継ぐ。

## 30 学校教育関係の取扱い

### 30 - 1 学校教育関係の取扱い

学校教育関係の奨学金制度の取扱いについては、新町においても実施する。

### 30 - 2 学校給食関係の取扱い

学校給食制度の取扱いについては、現行の方式により実施する。

- (1)給食センター及び共同調理場については、新町に引き継ぎ、当分の間その業務を行う。

- (2)給食費については、合併時に調整し統一する。

(3)米飯給食の助成金については、新町において協議調整する。

(4)人事関係については、別途協議する。

### 31 社会教育関係の取扱い

#### 31 - 1 社会教育関係の取扱い

社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。

また、各事業については、新町において検討調整する。

(1)各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。

(2)文化協会については、合併時に統一する。内容等については、新町において検討調整する。

(3)町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。

(4)社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護委員会については、新町において設置する。

#### 31 - 2 社会体育関係の取扱い

(1)唯一の社会体育団体である5町村の体育協会は、合併時に統合する。

(2)スポーツ行事については、新町の教育委員会及び体育協会において調整し決定する。

ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間継続する。

(3)体育指導委員については、スポーツ振興法の規定により新町においても置くものとする。

(4)スポーツ災害補償については、新町においても引き続き加入する。

(5)社会体育施設については、すべて新町に引き継ぐ。

### 32 人権教育・同和対策の取扱い

人権教育・同和対策については、新町において計画し実施する。

また、人吉球磨同和教育研究協議会には、新町においても引き続き加入する。

### 33 行政区の取扱い

行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。

なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。

### 34 広報広聴関係事業の取扱い

#### 34 - 1 広報広聴関係事業の取扱い

・広報関係については、次のとおり取扱うものとする。

(1)広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。

(2)県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。

(3)県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなるふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。

・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。

#### 34 - 2 情報通信関係事業の取扱い

情報通信については、経済面、効率面等を考慮し、地域にあった情報通信の整備を計画的に実施する。

### 35 保健衛生の取扱い

- (1)各協議会、委員会については、新町において新たに設置する。
- (2)健康づくりにかかる住民組織については、新町において新たに設置する。
- (3)鍼灸治療費支給については、上村の例による。
- (4)合併処理浄化槽設置補助金については、下水道事業助成制度との均衡をとり要綱を定める。
- (5)各施設については、新町に引き継ぐ。
- (6)予防接種、乳幼児健診、集団検診（成人病他）母子保健等については、現行を基本とする。

### 36 ごみ収集運搬業務の取扱い

- ・ごみ収集回数及び収集方法等については、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- ・生ゴミ処理容器等設置事業補助金及び資源有価物回収事業推進協力団体交付金については、新町に引き継ぐものとし、交付要綱は新町において調整する。

### 37 納税関係の取扱い

- (1)個人町村民税及び固定資産税にかかる納期前納付報奨金については、次のとおり取扱うものとする。
  - ア．月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
  - イ．端数金額又は交付金額については、上村、岡原村の例による。
- (2)納稅奨励金及び納稅貯蓄組合報奨条例等については、合併時に廃止する。

### 38 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。

### 39 若者定住促進対策の取扱い

若者定住促進のために、企業誘致、社会資本の整備及び情報通信整備等の総合的な対策を新町建設計画で計画し、新町において実施する。

### 40 その他の事業の取扱い

#### 40 - 1 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。

#### 40 - 2 環境に配慮したまちづくり

豊かな自然環境を共通の財産として後世に残していくため、新町のまちづくりに関しては、地域及び住民の意見を尊重しながら十分環境に配慮することとする。

### 41 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画書」に定めるとおりとする。

## 調 印 書

上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項 及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく中球磨5か町村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が相整い、5か町村長が

確認をしたので、ここに 署名調印する。

平成 13年 11月 22日

上 村 長 (署名・**押印**)

免田町長 (署名・**押印**)

岡原村長 (署名・**押印**)

須恵村長 (署名・**押印**)

深田村長 (署名・**押印**)

### 立会人

合併協議会委員 (署名)

( 以下、協議会委員(27名)署名)

熊本県知事署名 (署名)